

第1回教育委員会報告第1号

専決処分について

専決処分について、別紙のとおり報告する。

令和5年1月27日 提出

今治市教育委員会
教育長 田坂 敏

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月29日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 概要 令和元年5月3日から令和4年10月21日までの間、本市教育委員会が所管するホームページにおいて、相手方が著作権を有するイラストをその使用許諾を得ることなく使用し、著作権を侵害した。そのため、損害賠償として当該イラストの使用料相当額を支払う。
- 3 損害賠償額 支払額 275,000円